

沖縄海区漁業調整委員会委員 募集要項

沖縄海区漁業調整委員会委員（以下「委員」という。）の任期満了に伴い、漁業法第139条に基づき、次のとおり委員を募集します。

- 1 募集人数 15名

漁業者・漁業従事者が委員の過半数を占める。 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含む。
--
- 2 任期 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）
- 3 身分 沖縄県の特別職の非常勤職員
- 4 主な業務内容
 - (1) 漁業権や沖縄県漁業調整規則に関する知事からの諮問に関すること
 - (2) 水産資源の保護及び漁業調整のための指示の決定に関すること
 - (3) その他漁業調整に関すること
- 5 報酬 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給
- 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格
 - (1) 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各委員の要件を満たす者
 - 【漁業者・漁業従事者委員】

海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業所を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）
 - 【学識経験委員】

資源管理、漁業経営又はその他漁業に関する学識経験を有する者
 - 【中立委員】

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者
 - (2) 次にいずれかに該当する者は、委員となるできません。
 - ① 年齢満18歳未満の者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員
- 7 推薦及び応募に係る手続き

所定の様式に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。様式は、沖縄県農林水産部水産課に備えるほか、沖縄県ホームページからダウンロードできます。

 - (1) 提出様式
 - ① 個人が推薦する場合 様式第1号
 - ② 法人又は団体が推薦する場合 様式第2号
 - ③ 応募する場合 様式第3号

(2) 添付資料

【共通】① 推薦を受ける者又は応募する者の住民票

(本籍地の記載がある発行後3ヶ月以内のもので、マイナンバーの記載なし)

② 法人又は団体が推薦する場合は、法人又は団体の登記事項証明書の原本、又は定款その他これらに準ずるものの写し

【漁業者・漁業従事者委員】 候補者が改正漁業法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者であることを証する書類

例 所属漁協が発行する証明書、水揚げ伝票 等

【学識経験委員】 資源管理、漁業経営又はその他漁業に関する学識経験が分かる資料

例 研究論文、著作物、活動実績 等

8 受付期間

令和6年10月15日(火)から令和6年11月13日(水)まで

※ 郵送の場合、受付期間最終日の消印有効

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※ 書類の受付期間は延長する場合があります。その場合は、沖縄県ホームページ等でお知らせします。

9 推薦及び応募の状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を沖縄県ホームページで公表します。

(1) 推薦をする者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦をする者(団体等)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

(4) 推薦を受ける者又は応募する者が、改正漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

(7) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

10 候補者の評価及び決定

沖縄海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会において、提出された書類等により評価を行い、その結果を知事に報告します。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

知事は評価委員会の結果を参考に候補者を決定し、議会の同意を得た上で委員を任命します。

11 注意事項

(1) 提出された推薦及び応募に係る書類は返却しません。

(2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又応募者の負担になります。

(3) 委員の資格要件及び提出された書類に記入された内容の確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査・照会を行う場合があります。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 委員選任案の同意を行う県議会又はその議員が推薦を行うことは認められません。

(6) 選考結果は、被推薦者、応募者及び推薦者に文書で通知します。

推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 10階

沖縄県農林水産部水産課 漁業管理班

電話 098-866-2300